

平成28年(健)第5177号

平成29年9月29日裁決

主文

後記「事実」欄第3の2記載の原処分を取り消す。再審査請求人に対しては、後記本件弾性ストッキング合計2着分に係る健康保険法による療養費が支給されるものとする。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による療養費の支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要

本件は、左下肢の血管形成異常(血管奇形)(以下「当該傷病」という。)の治療のため、弾性ストッキング4着(以下「本件装具」という。)の購入に要した費用について、療養費の支給を申請した請求人に対し、全国健康保険協会(以下「保険者組合」という。)が、平成○年○月○日付けで、支給対象外の疾病を理由として、療養費を支給しない旨の処分をしたことを不服として、請求人が、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、当該傷病の治療のため、本件装具の購入に要した費用について、平成○年○月○日(受付)、保険者組合に対し、療養費の支給を申請した。
- 2 保険者組合は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「弾性着衣の支給対象となる疾病は、・・・リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫に限られており、血管形成異常は支給対象外であるため。」として、療養費を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 法による療養の給付は、法第63条第3項の規定により、厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局において、いわゆる現物支給としての療養の給付をなすことを原則としており、この療養の給付の補完的給付とされる現金給付としての療養費の支給については、法第87条第1項に「保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。」と規定されていることから、現金給付としての療養費の支給は、療養の給付等の範囲内のものに限られるのである。そして、この療養の給付等の範囲については、法第63条第1項に「被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。」と規定され、その第2号に「薬剤又は治療材料の支給」と規定されている。

- 2 本件の場合、保険者組合が、前記「事実」欄第3の2記載の理由により原処分をしたことに対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件装具の購入に要した費用が、療養費の支給対象と認められないかどうかである。

第2 審査資料

(略)

第3 事実の認定及び判断

1 本件審査資料によれば、以下の各事実を認めることができる。

(略)

2 上記1で認められた事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 疾病又は負傷の治療に関しては、療養の給付等（いわゆる現物支給）を原則とし、現金給付である療養費の支給は、療養の給付等で果たすことができない部分を補完するものとされ、保険者がやむを得ないと認めたときに支給するとされていることは前述したとおりである。

また、法第63条第1項第2号に規定されている「治療材料」とは、疾病又は負傷の治療遂行上必要な範囲のもの、いわゆる治療用装具に限られ、日常生活や職業上の必要によるもの、あるいは美容の目的で使用されるもの及び症状固定後装着したものは、支給の対象とならないとされている。そして、保険診療において、保険医が治療上必要であると認めて、治療用装具を業者に作らせて患者に装着させた場合には、患者が業者に対して支払った装具購入に要した費用について、その費用の限度内で療養費の支給を行うこととされている。

(2) 弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ及び弾性包帯（以下「弾性着衣等」という。）に係る療養費の支給については、「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について」（平成20年3月21日保発第0321002号厚生労働省保険局長通知。以下「局長通知」という。）により、平成20年4月1日から療養費の支給対象とするとされている。

そして、局長通知及びこれに係る保険局医療課長通知（保医発第0321001号。以下「課長通知」といい、局長通知と併せて「本件通知」という。）では、腋窩、骨盤内の広範なリンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術

後に発生する四肢のリンパ浮腫の重篤化予防のために、医師の指示に基づき購入する弾性着衣等について、療養費の支給対象とすると明記され、支給対象となる疾病は、「リンパ節郭清術に伴う悪性腫瘍（悪性黒色腫、乳腺をはじめとする腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍、子宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍及び膀胱をはじめとする泌尿器系の骨盤内のリンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍）の術後に発生する四肢のリンパ浮腫」とされている。

(3) そこで、本件装具が、保険診療において治療上必要な範囲のものとして認められないかどうかについて検討する。
ア 請求人の傷病名は「血管形成異常」とされており、本件通知に列挙されている術後のリンパ浮腫に含まれないことは明らかである。そうすると、上記の列挙が限定的なものであるとすれば、本件においては、弾性ストッキングを療養費の支給対象とすることはできないこととなる。

イ しかし、リンパ浮腫は、それが悪性腫瘍の術後のものであれ、原発性のものであれ、リンパ系の機能障害でリンパ液が患肢に貯留して発症する浮腫であるということにおいては、その発生機序において変わるところはないと考えられる。

また、現在リンパ浮腫の治療に關しては、日常生活指導、足のマッサージ、足への圧迫療法（弾性ストッキングなど）の三つが主たるものであり、弾性ストッキングの有用性については多くの論文、著書が公表されているのであるから、弾性ストッキングによる患肢の圧迫効果は、広く認められているといえる。

ウ さらに、リンパ浮腫を放置すると、リンパの流れがうっ滞することにより皮下にリンパ液が滲出し、易感染の状態になるので、軽微な傷でも蜂窩織炎等の重篤な感染症を引き起こ

したり、また、軽い感染症を繰り返すことにより、皮膚の硬化等の器質的障害を引き起こす可能性があることを考慮すると、弾性ストッキングの装着は、その唯一ともいえる予防的治療法であるといえる。

エ そうすると、本件通知が、弾性ストッキングに係る療養費の支給について、その対象となる疾病を(2)に掲記したものに限定して、それ以外の疾病による場合には全く支給しないとする趣旨であるとすれば、それは相当とはいえないのであって、本件通知をそのようなものとするべきではない。

オ そして、A医師は、請求人の当該傷病について静脈、リンパ管の形成異常により、左下肢の高度な腫脹が認められる、幼少児よりの皮膚色素沈着、静脈蛇行、リンパ浮腫により、下肢の左右差などを認めるため、長期間の継続的加療が必要である、特に、下肢腫脹の治療は「弾性着衣による生涯にわたる継続的管理」が必要な状態である、と診断しているのであり、当該傷病の治療上における弾性ストッキングの必要性、有用性が高いことは明らかであるから、当該傷病について、原発性であることを理由に法第87条の療養費の支給対象から除外することは、療養費支給の趣旨・目的に照らして合理的なものであるとはいえない。

したがって、請求人には、弾性ストッキングに係る療養費が支給されるべきである。

なお、課長通知によると、1度に購入する弾性着衣は、洗い替えを考慮し、装着部位ごとに2着を限度とするとされているところ、請求人は、膠原病などの合併症がありステロイド治療中であり、皮膚が弱く、また疼痛もあるため着圧が30mmHg以上の弾性ストッキングは着用できないので、着圧が20mmHg以下の

ものを重ね履きする必要がある、洗い替えを考慮して4着が必要である旨主張している。しかし、このような場合には、着圧の低い弾性ストッキングを重ね履きする方法のほかにも、着圧の低い弾性ストッキングと弾性包帯を併用する方法、あるいは、皮膚を保護する意味で、薄いアンダーシャツを着て、その上から弾性ストッキングを履く方法など複数の方法が考えられるところ、本件においては、弾性ストッキングの重ね履きの方法によらなければならないとする合理的な根拠が示されているとはいえないから、請求人のこの主張は認められない。

(4) 以上により、本件装具の購入に要した費用は、2着を限度として、療養費支給の対象と認められるべきであり、原処分は妥当でないので、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。